

# 松 前 町 国土強靱化地域計画

令和6年度～令和10年度

令和6年 3月

北海道 松前町

# 目 次

第1章	はじめに	
第1節	計画の基本事項	1
1	国土強靱化とは	
2	計画策定の趣旨	
3	松前町国土強靱化地域計画の位置づけ	
4	国土強靱化地域計画と地域防災計画	
第2節	基本目標等	4
1	基本目標	
2	事前に備えるべき目標	
第2章	松前町の地域特性と対象とする災害	5
第1節	松前町のなりたちと地勢等	5
1	松前町のなりたち	
2	地形	
3	気候	
4	人口分布	
5	道路及び港湾・漁港の位置等	
第2節	過去の災害と主な災害のリスク	9
1	当町の過去の災害	
2	主な災害のリスク	
第3章	脆弱性の評価と強靱化に向けた対応方策	
第1節	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	15
第2節	リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策	17
第3節	リスクシナリオに応じた施策・事業	23
第4章	施策の重点化	
第1節	施策の重点化の考え方	43
第2節	重点化すべき施策	44
第5章	計画の進捗管理	
第1節	計画の推進期間	45
第2節	計画の推進方法	45
第3節	計画の推進体制	45
松前町国土強靱化計画	【事前に備えるべき目標、リスクシナリオ、対応方策、施策・事業の一覧】	46

## 第1章 はじめに

### 第1節 計画の基本事項

#### 1 国土強靱化とは

大災害の都度、長期間かけて復旧・復興を図るという事後対応の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害に対して備えるため、事前防災対策を行うことが重要である。

また、最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を国家百年の大計として行っていく必要がある。

このような考え方のもとに、いかなる自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築すること。

(出展：内閣官房国土強靱化推進室資料)

#### 2 計画策定の趣旨

国では、2011年に発生した東日本大震災以来、毎年のように大規模災害により、多くの尊い命が失われ、莫大な経済的・複合的被害を受けてきた。

こうした状況の中で、近年の大規模災害の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

このような状況を踏まえ、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。

また、基本法施行後5年となる2018年12月には、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後に発生した災害から得られた知見などを反映するため基本計画を見直し、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、2020年12月には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、更に基本法施行後10年となる2023年7月にも基本計画の見直しを行っている。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」が2015年3月に策定され、2020年3月にはこれまでの取組の点検結果や近年の自然災害から得られた知見、国の基本計画の見直し内容を踏まえ、道と市町村などの関係機関との連携をより深めながら、官民が一体となって北海道自らの強靱化に取り組むとともに、大規模自然災害に備えた北海道の強みを活かしたバックアップ機能が十分に発揮されるよう、本計画を改定している。

当町においても、国土強靱化を図るための地域計画として、2020年3月に推進期間を5年間とする「松前町国土強靱化地域計画 令和元年度～令和5年度」を策定し、高

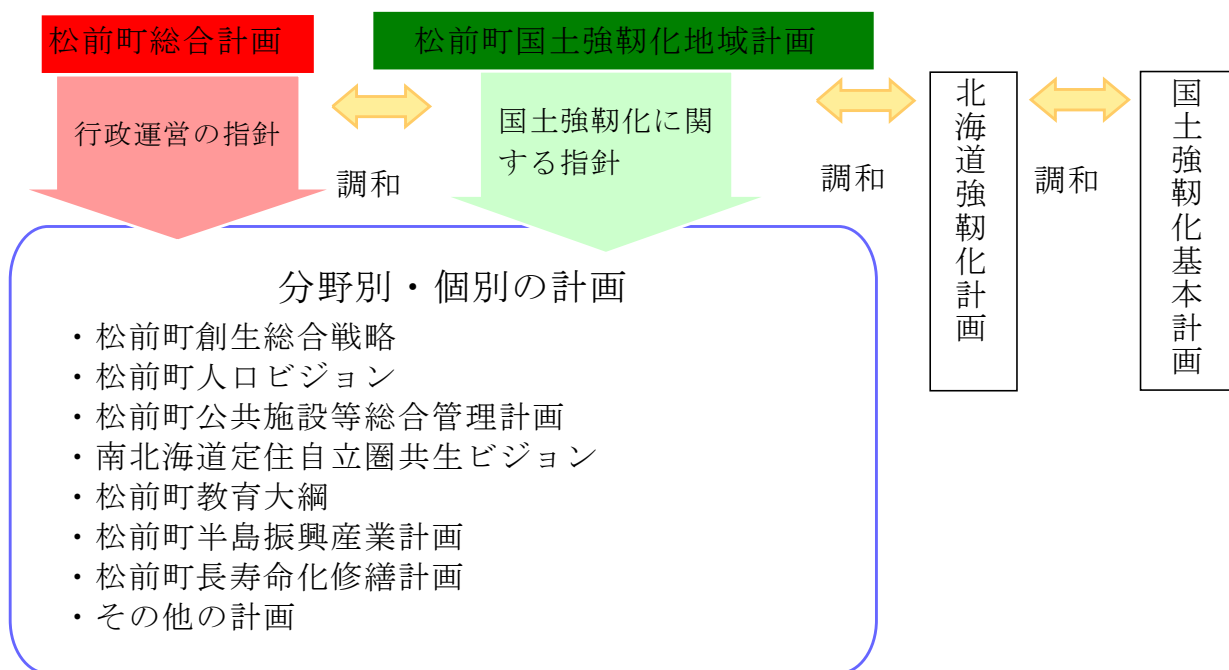
い確率での発生が想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、今後における大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組み整備を行ってきたところである。

この度、計画期間の期限を迎えるにあたり、激甚化する災害事象や多様化する災害形態への対応、また、地域における防災力の一層の強化を図り、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進期間を5年間とする「松前町国土強靱化地域計画 令和6年度～令和10年度」を策定するものである。

### 3 松前町国土強靱化地域計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。

このため、松前町総合計画や他の分野別計画との調和を図りながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の強靱化に関連する部分の施策と連携し、令和6年度以降を中・長期的な視点に立って国土強靱化に関係する取組みを推進するものである。



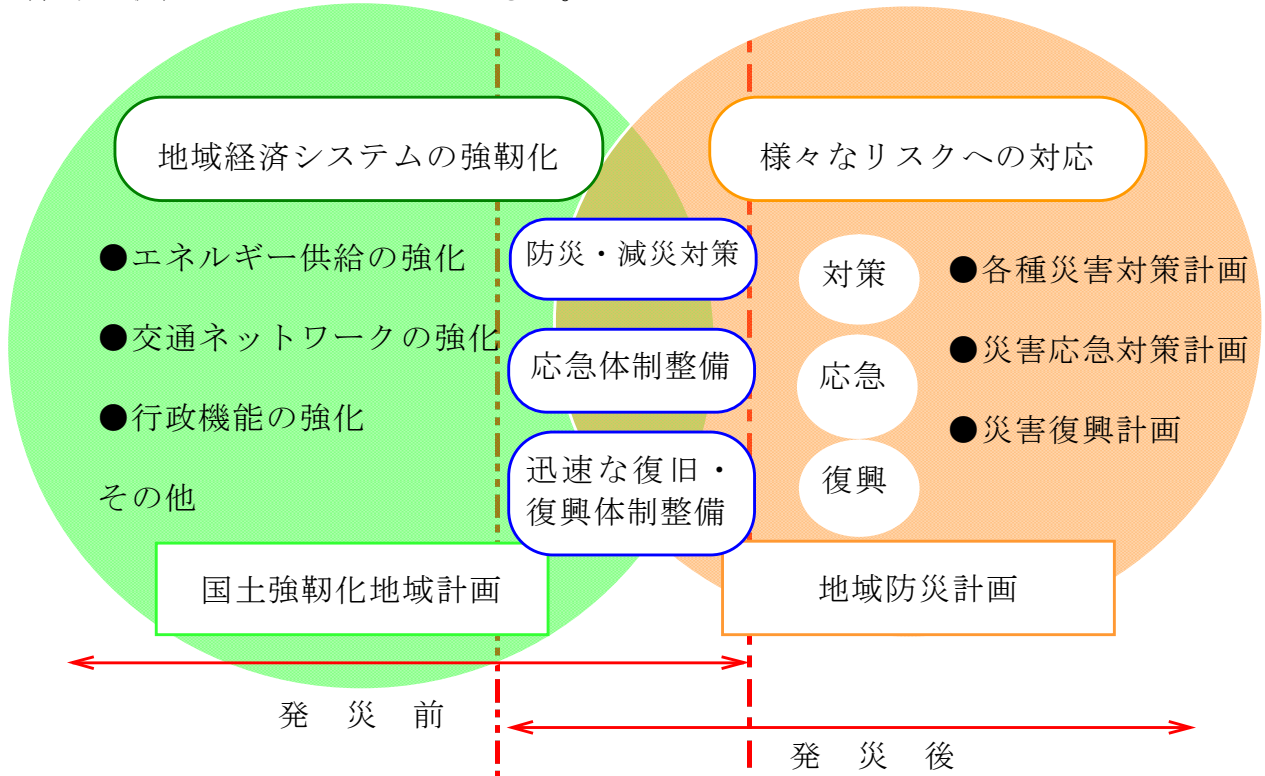
4 国土強靱化地域計画と地域防災計画

国土強靱化地域計画

大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、様々な政策を含めた総合的な取組としてとりまとめるもの。

地域防災計画

地震や津波、洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応をまとめたもの。



## 第2節 基本目標等

### 1 基本目標

本計画は、町内会や民間事業者など多様な組織団体と連携し官民一丸となって取り組み、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会など、幅広い分野における機能強化を平時から推進するため、以下の4つの「基本目標」と基本目標を達成するため8つの「事前に備えるべき目標」を定めます。

- (1) 人命の保護が最優先されること。
- (2) 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 町民の財産及び公共施設の被害を最小にとどめること。
- (4) 迅速な復旧復興に努めること。

### 2 事前に備えるべき目標

- (1) 発災時、人命の保護が最大限図られるように備える。
- (2) 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるように備える。
- (3) 災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるように備える。
- (4) 災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されるように備える。
- (5) 災害の発生後、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られるように備える。
- (6) 制御不能な二次災害を発生させないように備える。
- (7) 災害の発生後、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備するように備える。
- (8) 町民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めることを目指す。

## 第2章 松前町の地域特性と対象とする災害

### 第1節 松前町のなりたちと地勢等

#### 1 松前町のなりたち

松前町は、縄文時代早期より人が住み始め、13世紀以降、アイヌの人たちと和人の雑居が始まったと言われています。その後松前藩が成立し、蝦夷地を統治し、約270年にわたり最北の城下町として賑わいましたが、明治4年の廃藩置県により松前藩が消滅し、城下町からニシンやイカ漁の漁業の町へと変貌しました。

昭和29年7月には、松前町、大島村、小島村、大沢村の1町3村によって町村合併促進法による北海道第1号の新松前町が誕生しました。

松前町は長い歴史が培った文化の息づくまちで、ここで暮らす私たちの誇りとなっています。

#### 2 地形

当町は、北海道の最南端に位置し、東は白神岬を境に福島町、北は願掛沢を境に上ノ国町と接し、西は日本海、南は津軽海峡に面している。

北東は渡島半島の主峰大千軒岳を頂点として、西方及び南西に山々が連なり、段丘が海に迫り急峻な崖となっているところが多く、総面積の72%が森林及び原野で占められている。

このため、狭あいな海岸線に沿って細長く段丘地帯が帯状をなし、これを中心に集落が形成されている。

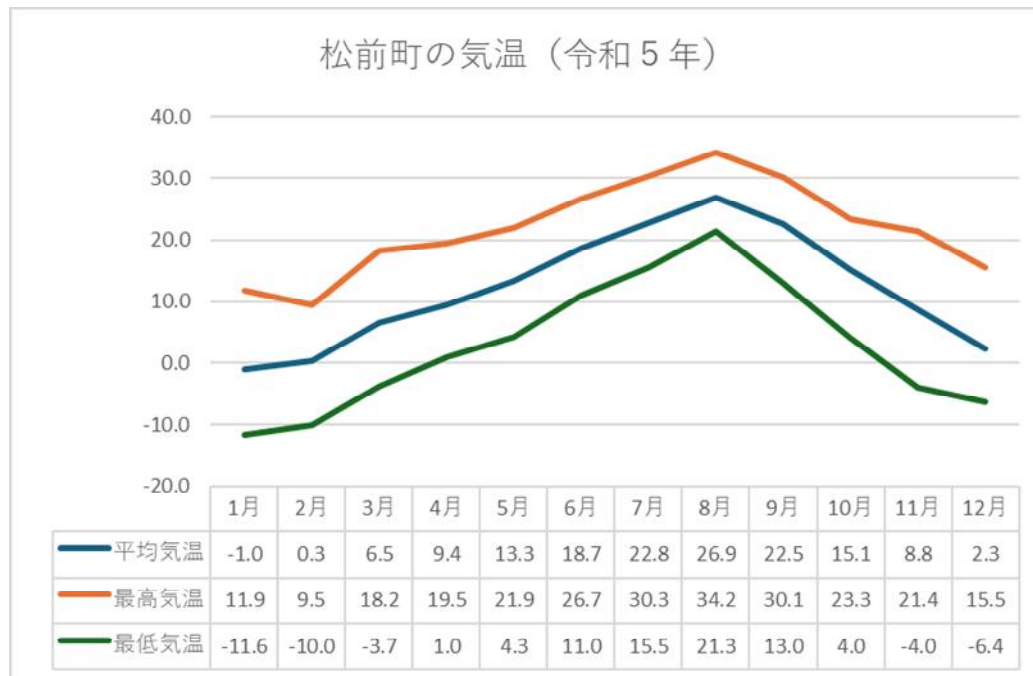


3 気候

当町は、対馬海流の影響を受け海洋性で寒暖の差は少なく、年平均気温11度前後である。年間降水量は、1,300mm前後で積雪も少なく、北海道としては温暖な地域である。年平均風速は毎秒5.0m前後で、晩秋から春先にかけての北西の風と農耕期の東の風が強く、段丘の肥沃な土地に風蝕が発生している。

松前町の気象（令和元年～令和5年）

項目	年	元	2	3	4	5
平均気温（℃）		11.0	11.0	11.3	11.1	12.1
最高気温（℃）		30.4	31.8	33.1	29.1	34.2
最低気温（℃）		-10.4	-8.8	-9.2	-8.9	-11.6
降水量（mm）		836.5	987.0	1,262.5	1,538.5	1,335.5
日照時間（h）		1,754.8	1,591.3	1,725.6	1,734.6	1,712.3

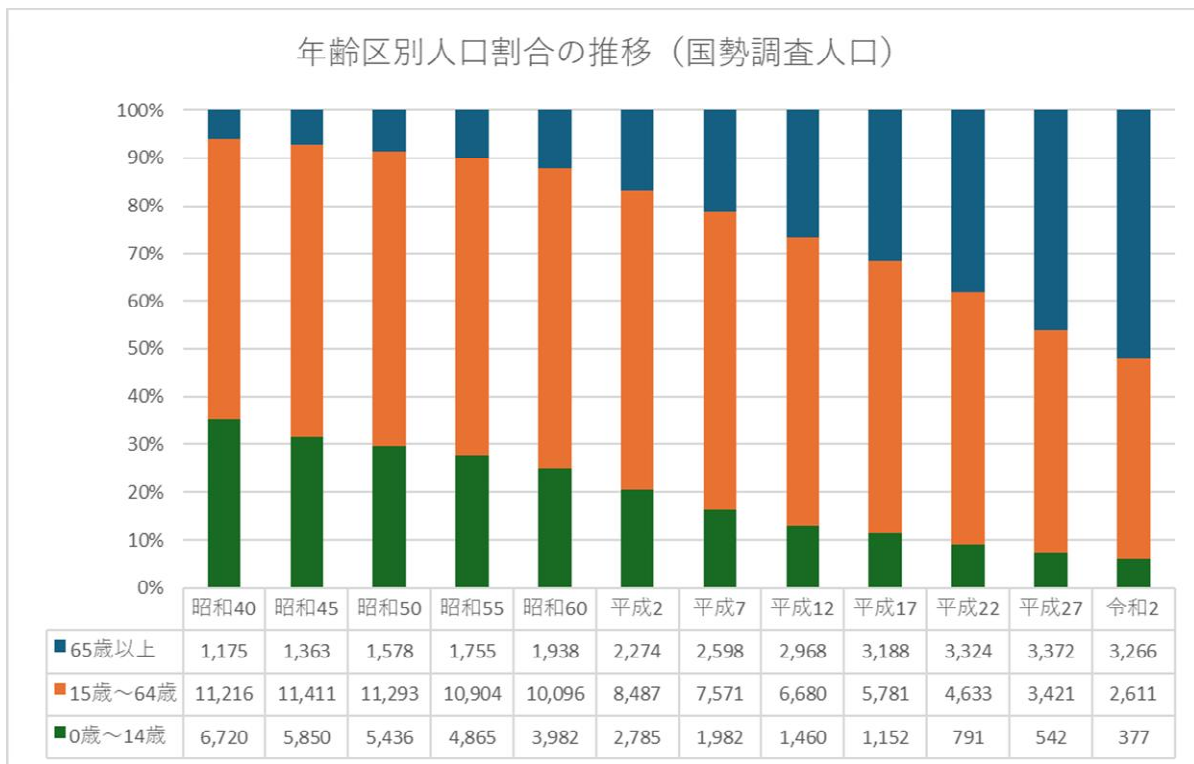
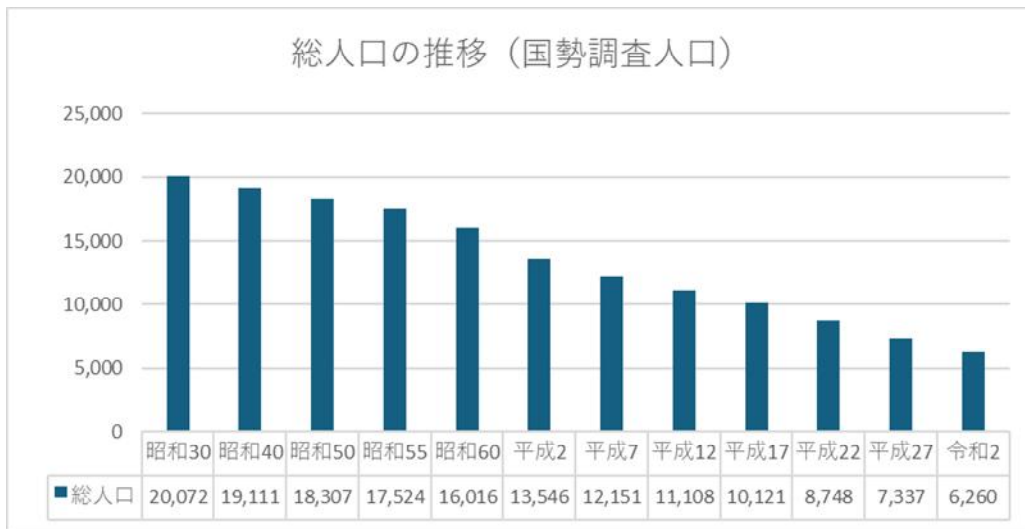


4 人口分布

当町の人口は、基幹産業である漁業が漁獲量の減少や200海里漁業専管水域による漁業規制により低迷してきたことが大きく影響し、ピーク時の昭和30年頃に比べ現在は3割強まで減少している。

また、当町の人口を15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢人口の3区分別に動向を考察すると、年少人口と生産年齢人口が大幅に減少しているのに対し、高齢人口は増加しており、これらのことから人口の少子高齢化が急速に進行している状況がうかがえる。

字別人口の構成割合は、大きく分けた4地区のうち、本町地区の人口が町全体の約50%以上を占めており、この地区に人口が集中している。



※ 平成27年数値からは、年齢不詳者がいるため、合計数値が総人口数値と一致しない。

5 道路及び港湾・漁港の位置等

道路は、海岸沿い南東から北西に延び福島町及び上ノ国町に繋がっている国道228号と本町地区の字福山から松前港に通じる道道松前港線が幹線的な道路である。

港湾は、地方港湾が1港、漁港は第1種漁港9港、第2種漁港1港、第3種漁港1港、第4種漁港2港の大小合わせて14港を有している。

大きな港としては、本町地区に地方港湾に指定された松前港(岸壁は水深5.5m、延長180m、1,500トンクラスの船舶が寄港可能)と大島地区に第3種漁港の江良漁港(岸壁は水深4m、延長810m、20トンクラスの船舶が寄港可能)がある。



## 第2節 過去の災害と主な災害のリスク

## 1 当町の過去の災害

当町は、北海道の中では温暖な地域ではあるものの、過去よりさまざまな災害の脅威にさらされてきました。

中でも、活火山である渡島大島が、寛保元年に噴火し、それに伴う山体崩壊で発生した津波により1,467人が亡くなったと『松前年々記』に記録されています。

その他にも、暴風、大雨、台風、高潮・波浪並びに大雪などによる、土砂崩れ、洪水、船舶の破壊並びに家屋の破壊などの他、風が強い地域であることから火災が発生すると、大火となることが多く、これらの災害が記録されています。

これらを踏まえ、松前町強靱化の対象となるリスクは、調和を図る「北海道強靱化計画」が太平洋沖の海溝型地震や異常気象など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなどから、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

記録のある応仁元年（西暦1467年）から令和5年までの被害があった災害件数

(1) 地震、津波	11件
(2) 噴火	1件
(3) 強風、暴風、暴風雨、暴風雪、突風、竜巻、大雨、豪雨	109件
(4) 台風	15件
(5) 大雪、融雪	20件
(6) 高潮、波浪	9件
(7) 落雷	5件
(8) 火事（大火）	19件

## 2 主な災害のリスク

## (1) 地震・津波

当町は、過去に地震による大きな被害は記録されていないものの、地理的に、民家の背後が急峻な崖となっており、揺れによる急傾斜地の崩壊の可能性が高くなっています。

また、町内全域が海岸線に位置することから、北海道が指定した津波災害警戒区域（H30.6.19指定）において、町内全域の半数が警戒区域に指定され、人的被害・住家被害だけでなく甚大な経済的被害も発生することが考えられます。

## ア 過去の当町における地震被害

年月日（西暦）	種別	地域	被害状況
元禄4 (1691)	地震	松前	4月12日夜地震あり翌日まで続く、福島地方で日光の色異常（維新前）
寛保元 (1741)	噴火 津波	渡島 松山	7月15日から江差に降灰あり、7月19日大島噴火し江差では降灰数10cm昼灯を点ず、根府田～熊石津波襲来、水死1,467、家屋流失729、家屋破壊23、船舶流失1,521、震源渡島大島41.5N、1139.4E、M6.5、津波規模3（道史）
明和3 (1766)	地震	松前	1月28日大地震あり（津軽地震の余波）（道史）

第2章 松前町の地域特性と対象とする災害

天保4 (1833)	地震 津波	道南	10月26日14時すぎ福山に強震あり、約30分後に津波来襲、高さ120cm余に及びいく度となく繰り返えし、翌日16時すぎ平常となる
天保13年 (1842)	地震	渡島	5月時々地震あり、およそ30日続きその音雷の如し(維新前)
昭和58年5月26日 (1983)	地震	道南	日本海中部地震、死者4人、重傷10人、軽傷14人、家屋被害145棟
昭和62年1月14日 (1987)	地震	松前	農業用施設1件
平成5年7月12日 (1993)	地震	道内外	北海道南西沖地震 〔松前町の主な被害〕 死者1名、重傷2名、軽傷1名、家屋一部破損
平成23年3月11日 (2011)	地震	松前	東日本大震災(松前町震度2)、静浦で30cm~50cmの津波観測、江良漁船一部損壊
平成30年9月6日 (2018)	地震	松前	胆振東部地震、胆振中東部において震度7の地震が発生、全道が停電するブラックアウトとなる、松前町震度2、7日午前0時過ぎ警察署前の通りから原口方面停電復旧、同日夜全町停電復旧

イ 地震被害想定調査結果(平成30年2月 北海道発表)

※当町における最大の被害が発生すると予想されるパターン

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)
(1) 地震動		地表における震度(評価単位最大)	6.0
(2) 急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	17箇所
		崩壊危険度B(箇所)	40箇所
		崩壊危険度C(箇所)	56箇所
(3) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	11棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	15棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	36棟
	計	全壊棟数	16棟
半壊棟数	47棟		
(4) 火災被害		全出火件数	1件未満
		炎上出火件数	1件未満
		焼失棟数	1棟未満
(5) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満
		揺れによる軽傷者数	2人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	3人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	4人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	14人

第2章 松前町の地域特性と対象とする災害

	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満
	計	死者数	3人
		重傷者数	5人
		軽傷者数	16人
	避難者数	避難所生活者数	303人
		避難所外避難者数	163人
		避難者数計	467人
(6) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	11箇所
		断水世帯数(直後)	1,412世帯
		※断水人口(直後)	3,052人
		断水世帯数(1日後)	771世帯
		※断水人口(1日後)	1,668人
		断水世帯数(2日後)	737世帯
		※断水人口(2日後)	1,594人
(7) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	10箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満

ウ 北海道日本海沿岸の津波浸水想定(平成29年2月 北海道発表)

※北海道発表の浸水想定を受け当町が作成した、各地域における浸水域をあらわした津波ハザードマップ







(2) 風水害・火災、高潮・波浪被害

当町は、過去の記録からも、風水害、高潮・波浪被害で幾度となく被害を受けてきました。

風が強い当町は、その影響により火災が発生すると飛び火し、大火となった記録が残されています。

また、台風等の暴風による住家等被害、高潮・波浪等による船舶被害の他、町内には、2級河川が5河川、準用河川が14河川あり、その流域に集落が形成されています。

これらの河川は、台風や低気圧などによる大雨で氾濫した実績があります。

近年では、防波堤改修、河川改修も進んでいることから被害等を抑制できていると考えられますが、今まで以上に台風や前線の停滞によって長期間豪雨や暴風、波浪が続いた場合は、より甚大な、人的被害・住家被害だけでなく経済的な被害も発生することが考えられます。

◆主な河川

種別	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	指定延長 (km)
2級河川	及部川	13.2	38.7	5.7
	大松前川	6.5	6.5	2.0
	茂草川	18.4	28.8	12.0
	小鴨津川	18.5	30.6	6.0
	大鴨津川	16.5	45.1	5.3
準用河川	白神川	3.0	2.5	0.8
	スズキの沢川	4.0	3.7	1.5
	荒谷川	4.0	3.3	1.0
	大沢川	7.0	8.3	2.0
	小松前川	4.0	2.0	1.3
	唐津内沢川	5.0	2.6	1.0
	大尽内川	7.0	5.6	1.0
	妻内川	6.5	6.0	2.0
赤神川	8.8	11.1	2.5	

雨竜川	4.0	2.7	1.0
大濶川	5.0	3.3	1.0
二越川	6.0	11.2	1.5
奥末川	8.0	13.1	2.0
原口川	5.0	5.1	1.0

### (3) 土砂災害

当町では、町内全域にわたり急傾斜地崩壊危険箇所140箇所、土石流危険渓流18箇所、地すべり危険箇所1箇所の合計159箇所を危険箇所として指定しており、その内159箇所が土砂災害警戒区域（内特別警戒区域135箇所）として、北海道の指定を受けています。（令和6年3月現在）

そのような中で、平成22年5月の大雨で白神地区、平成25年8月の大雨で博多地区、平成26年8月の大雨により白神地区で土砂崩れが発生しています。

急傾斜地崩壊対策事業や、治山事業工事などにより被害等を抑制できていると考えられますが、全ての危険箇所に施されているわけではなく、危険箇所に指定されていない場所でも、昨今の頻発する大雨により地盤が緩み土砂災害が発生する恐れがあります。



平成22年5月 白神地区



平成25年8月 博多地区

### (4) 豪雪、暴風雪

当町は、温暖な気候であるものの、冬季には西からの暴風が吹き荒れ、過去の記録からも、雪害が多数発生しています。

平成に入ってから最大の積雪は平均23.7cm（資料：函館海洋気象台平成元年～13年まで）となっているが、平成12年2月16日には一晩で50cmの降雪があり、町内の学校が臨時休校するなど過去には豪雪による被害が多発しています。

また、冬季には西からの暴風が吹き荒れることから、吹き溜まりなどによる交通障害、着雪や暴風に伴う倒木による送電線の切断等により長期停電の発生や大雪に伴う通行障害による孤立化が想定されます。

### (5) 複合災害

当町は、地震、火山噴火、豪雨、豪雪、暴風、高潮など多様な自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象に対応した取り組みをはじめ、これら災害が重なって発生する複合災害も想定しなければなりません。

## 第3章 脆弱性の評価と強靱化に向けた対応方策

## 第1節 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性の評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定したうえで行うものとされており、基本計画や道地域計画との調和に留意しつつ、当町の地域特性等を考慮して、目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を整理し、次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 発災時、人命の保護が最大限図られるように備える。	1-1	地震等による建築物等の倒壊や火災に伴う死傷者が発生する事態
	1-2	噴火や津波による広域にわたる多数の死傷者が発生する事態
	1-3	異常気象による土砂災害や河川の氾濫による多数の死傷者が発生する事態
	1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等や避難体制等の未整備による被害の拡大、死傷者が発生する事態
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れによる多数の死傷者が発生する事態
2 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるように備える。	2-1	飲料水・食料等、生命に関する物資が長期に供給停止する事態
	2-2	消防、警察、自衛隊等の被災による救助、救急活動が停滞する事態
	2-3	避難所・福祉避難所の不足や避難所生活が困難となる事態
	2-4	医療や福祉機能が麻痺する事態
	2-5	交通網の遮断による長期的な孤立集落が発生する事態
	2-6	被災地における疫病や感染症が大規模発生する事態
3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるように備える。	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態
4 災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されるように備える。	4-1	防災行政無線の長期停止による災害情報が伝達できない事態
5 災害の発生後、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期	5-1	電力、石油、ガス等の供給が停止する事態
	5-2	食料の安定供給が停滞する事態
	5-3	水道が長期間にわたり機能停止する事態
	5-4	交通ネットワーク等が機能停止する事態

復旧が図られるように備える。		
6 制御不能な二次災害を発生させないように備える。	6-1	有害物質等が大規模拡散・流出する事態
	6-2	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態
7 災害の発生後、地域社会経済が迅速に再建・回復できる条件を整備するように備える。	7-1	災害廃棄物の処理の停滞等による、復旧・復興の大幅な遅れが発生する事態
	7-2	復旧・復興を担う人材の絶対的な不足が発生する事態
	7-3	町内会等の地域コミュニティの悪化や崩壊等による復旧復興の大幅な遅れが発生する事態
8 町民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組む、自助・共助に基づく地域防災力を高めることを目指す。	8-1	町民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態
	8-2	人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態

## 第2節 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策

事前に備えるべき目標： 1 発災時、人命の保護が最大限図られるように備える。

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果	対応方策	
1-1	地震等による建築物等の倒壊や火災に伴う死傷者が発生する事態	人的被害の軽減のため、住宅の耐震化を進めることが必要	1-1-①	住宅・建築物の耐震化及び空家等除去支援
		耐震化に向けた住民の意識向上のため、更なる周知が必要		
		老朽化施設等の建替えや改修等が必要	1-1-②	公共施設等の老朽化、耐震化対策
		防災上重要な施設の耐震化の推進が必要		
火災を発生させない未然防止意識と発生した場合の初期消火の体制等、消防署と連携により、更なる町民の意識向上と連携強化が必要	1-1-③	家庭等による火災の未然防止、消防署との連携強化		
1-2	噴火や津波による広域にわたる多数の死傷者の発生する事態	住民の津波に対する意識の向上や関係機関との連携強化により迅速な避難が可能な体制作りが必要	1-2-①	町広報への防災記事掲載やハザードマップの活用促進 関係機関との合同による総合防災訓練の開催 被害拡大の予防対策
			1-2-②	
			1-2-③	
1-3	異常気象による土砂災害や河川の氾濫による多数の死傷者が発生する事態	災害発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等の対策が必要	1-3-①	土砂災害警戒区域等の対策の推進、危険箇所の周知 河川監視の体制作りや危険箇所の周知
		関係機関と連携のもと、河川監視や維持管理など体制作りが必要	1-3-②	
1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等や避難体制等の未整備による被害の拡大、死傷者が発生する事態	暴風雪時における交通麻痺時の迅速な情報伝達と通行規制などの適切な道路管理体制の強化及び帰宅困難者の避難受入などの体制作りが必要	1-4-①	道路管理体制の強化及び除雪体制の確立 帰宅困難者など積雪寒冷を想定した避難所の対策
			1-4-②	
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れによる多数の死傷者が発生する事態	気象情報や避難情報等、多様な情報伝達手段を活用して、迅速に伝達・周知が必要	1-5-①	情報伝達体制の強化

第3章 脆弱性の評価と強靱化に向けた対応方針

	適切な判断により、適切な非難情報を発令することが必要	1-5-②	避難情報の適正な発令
	自らの判断で避難行動をとることができるよう、町民の判断能力の向上が必要	1-5-③	住民一人ひとりの自発的な避難行動
	避難行動要支援者等、全町民が円滑かつ速やかな避難行動を行うための体制作りが必要	1-5-④	避難行動要支援者対策

事前に備えるべき目標： 2 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるように備える。

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果	対応方針
2-1 飲料水・食料等、生命に関する物資が長期に供給停止する事態	物資供給をはじめ、医療、救助・救援等、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、各団体等との間で締結している応援・協定について、拡大など協定内容の見直しが必要	2-1-①	事業者及び近隣自治体・北海道との連携強化
	非常用物資の備蓄推進が必要	2-1-②	適切な備蓄計画の作成並びに町民の非常食備蓄率の向上
	道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急輸送体制の構築に取り組むことが必要	2-1-③	災害に強い道路網の形成
		2-1-④	速やかな道路啓開の実現
		2-1-⑤	緊急時の輸送体制の確立
2-2 消防、警察、自衛隊等の被災による救助、救急活動が停滞する事態	警察、消防等が被災することを想定した対策が必要	2-2-①	自助、共助行動の意識付け
	情報共有体制の構築が必要	2-2-②	情報共有体制の構築
	道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急輸送体制の構築に取り組むことが必要	2-2-③	災害に強い道路網の形成
		2-2-④	速やかな道路啓開の実現
		2-2-⑤	緊急時の輸送体制の確立
2-3 避難所・福祉避難所の不足や避難所生活が困難となる事態	適正な避難所及び福祉避難所の確保が必要	2-3-①	避難所及び福祉避難所の確保
	速やかな避難所の開設に向けた体制作りが必要	2-3-②	避難所の開設、運営体制作り
	避難生活の長期化に備	2-3-③	避難生活の長期化への対応

		えた対応が必要		
2-4	医療や福祉機能が麻痺する事態	医療施設の耐震化や災害発生時の体制強化等の備えが必要	2-4-①	医療機能の維持
			2-4-②	薬剤の備蓄
			2-4-③	災害に強い道路網の形成
			2-4-④	速やかな道路啓開の実現
			2-4-⑤	緊急時の輸送体制の確立
2-5	交通網の遮断による長期的な孤立集落が発生する事態	孤立が想定される集落の想定や緊急時のアクセスや情報伝達手段の確保が必要	2-5-①	孤立集落の発生抑止
			2-5-②	情報の孤立防止対策
			2-5-③	災害に強い道路網の形成
			2-5-④	速やかな道路啓開の実現
			2-5-⑤	緊急時の輸送体制の確立
2-6	被災地における疫病や感染症が大規模発生する事態	災害発生後における被災者の健康支援の取り組みが必要	2-6-①	健康支援活動の体制整備
			2-6-②	感染症の予防、防疫活動実施体制の整備
			2-6-③	感染症等の発生源の予防

事前に備えるべき目標： 3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるように備える。

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	脆弱性評価の結果	対応方策	
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態	災害対策本部に係る運用事項の見直しや資機材の整備のほか、役場庁舎が浸水域に建築されており耐震工事も行われていないことから、移転等の検討が必要	3-1-①	災害対策本部機能の強化及び役場庁舎の移転改築・耐災害機能の強化
		3-1-②	町内の治安維持、治安悪化によって生じる事態の周知
		3-1-③	職員の防災意識の向上
		3-1-④	支援の受け入れ態勢の構築
	治安悪化等に関して住民一人ひとりの認識の向上が必要		
	行政機能が大幅に低下する事態を想定し、備えることが必要		
	災害協定や災害派遣など支援の受け入れ態勢の整備が必要		

事前に備えるべき目標： 4 災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されるように備える。

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果	対応方策	
4-1	防災行政無線の長期停止による災害情報が伝達できない事態	情報通信網の耐災害機能の向上や伝達手段の多重化により多様な手段を活用し、迅速かつ正確に周知することが必要	4-1-①	情報通信網の耐災害機能向上
			4-1-②	情報伝達手段の多重化

事前に備えるべき目標： 5 災害の発生後、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られるように備える。

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果	対応方策	
5-1	電力、石油、ガス等の供給が停止する事態	供給事業者と連携し、安定してエネルギーを確保する体制の構築が必要	5-1-①	エネルギー供給業者との連携強化及び松前町地域マイクログリッドの活用
5-2	食料の安定供給が停滞する事態	食料品販売業者等と連携し食料の安定供給を受ける体制の構築が必要 一次産業の基盤強化が必要 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急輸送体制の構築に取り組むことが必要	5-2-①	食料品販売業者等との連携強化
			5-2-②	農業・水産業の基盤強化
			5-2-③	災害に強い道路網の形成
			5-2-④	速やかな道路啓開の実現
			5-2-⑤	緊急時の輸送体制の確立
5-3	水道が長期間にわたり機能停止する事態	水道施設の耐震化、耐災害機能の強化が必要 給水など応急体制の強化が必要	5-3-①	上水道設備の耐震化及び耐災害機能向上
			5-3-②	速やかな給水体制の確立
5-4	交通ネットワーク等が機能停止する事態	道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急輸送体制の構築に取り組むことが必要	5-4-①	災害に強い道路網の形成
			5-4-②	速やかな道路啓開の実現
			5-4-③	緊急時の輸送体制の確立
		5-4-④	トラック協会との連携強化並びに公共交通機関との連携強化及び機能維持	

事前に備えるべき目標： 6 制御不能な二次災害を発生させないように備える。

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果	対応方策	
6-1	有害物質等が大規模 拡散・流出する事態	早期の確認と対策を行う 体制作りが必要	6-1-①	危険物施設の保管対策強化 及び連携強化
6-2	農地・森林等の荒廃に より、被害が拡大する事 態	森林の適正管理に努める ことが必要	6-2-①	森林の適正管理
		農地の適正管理に努める ことが必要	6-2-②	農地の保全及び適正管理

事前に備えるべき目標： 7 災害の発生後、地域社会経済が迅速に再建・回復できる  
条件を整備するように備える。

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果	対応方策	
7-1	災害廃棄物の処理の 停滞等による、復旧・復 興の大幅な遅れが発生 する事態	関係機関との連携によ り、災害廃棄物の適正処理 に向けた体制強化が必要	7-1-①	災害廃棄物の適正処理体制 の構築
7-2	復旧・復興を担う人材 の絶対的な不足が発生 する事態	道路網の強化や災害発生 時の道路啓開、緊急輸送体 制の構築に取り組むことが 必要	7-2-① 7-2-② 7-2-③	災害に強い道路網の形成 速やかな道路啓開の実現 緊急時の輸送体制の確立
		様々な作業を想定し建築 事業者や多様な人材の確保 の想定が必要	7-2-④	建築業や建設業など様々な 業者との連携体制確立
7-3	町内会等の地域コミ ュニティの悪化や崩壊 等による復旧復興の大 幅な遅れが発生する事 態	被災者のため、速やかな 居住家屋の確保・設置がで きる体制作りが必要	7-3-① 7-3-②	家屋危険度判定の速やかな 実施 応急仮設住宅の確保
		町内会等関係団体と連携 し被災者の生活再建支援を 行う体制強化に努めること が必要	7-3-③	被災者の生活再建の支援

事前に備えるべき目標：

8 町民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めることを目指す。

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果	対応方策	
8-1	町民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態	様々な機会を利用し住民一人ひとりの防災意識の向上が必要	8-1-①	住民一人ひとりの防災意識の向上
			8-1-②	防災訓練の実施・支援
8-2	人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態	地域防災力の担い手となる組織の立ち上げ等の活動支援が必要	8-2-①	地域の防災活動の担い手の育成
			8-2-②	多様な組織の連携強化

## 第3節 リスクシナリオに応じた施策・事業

事前に備えるべき目標： 1 発災時、人命の保護が最大限図られるように備える。

### リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物等の倒壊や火災に伴う死傷者が発生する事態

#### 1-1-① 住宅・建築物の耐震化及び空家等除去支援

住宅、建築物は、築年数が経過している物件が多く、耐震化基準を満たしていないものも含まれるため、様々な制度を利用し住宅の耐震化を推進する。

また、管理不全な状態の空家等の除却を促進し、町民の安全で安心な住環境の向上や地域の活性化を図る。

(主な施策・事業)

- (1) 地域材で建てる住宅支援事業
- (2) 空家等除却支援事業

#### 1-1-② 公共施設等の老朽化、耐震化対策

公共施設、町営住宅等の公共施設等、住民が利用し災害対策活動の拠点となりうる施設及び町道橋梁、ライフライン関連施設等、人命への重大な被害や生活に深刻な影響を及ぼすおそれのある施設は、優先的に維持管理を推進する。

(主な施策・事業)

- (3) 公共施設等総合管理計画
- (4) 公営住宅等長寿命化計画
- (5) 橋梁長寿命化修繕計画
- (6) 林道橋梁点検及び修繕

#### 1-1-③ 家庭等による火災の未然防止、消防署との連携強化

火災の未然防止には、住民一人ひとりの予防対策の心がけが重要であり、初期消火の重要性も含め、松前消防署と連携しながら、様々な機会を通じ防災意識の向上を図る。

(主な施策・事業)

- (7) 火災の発生抑制に向けた消防署と連携した防火啓発活動
- (8) 避難時における火災予防のための消防署と連携した啓発活動

### リスクシナリオ 1-2 噴火や津波による広域にわたる多数の死傷者が発生する事態

#### 1-2-① 町広報への防災記事掲載やハザードマップの活用促進

住民一人ひとりが、町から発令される災害情報について理解を深め、自ら速やかに避難する行動を行うことができるよう、町広報での防災記事掲載やハザードマップの活用促進により、災害に対する意識向上を図る。

(主な施策・事業)

(9) 町広報への防災記事掲載

(10) 松前町総合ハザードマップの活用促進

1-2-② 関係機関との合同による総合防災訓練の開催

発災時における、迅速な状況把握、救助活動、復旧活動等を展開できるように、関係機関参加のもと、災害を想定した総合防災訓練を開催し、連携強化を図る。

(主な施策・事業)

(11) 総合防災訓練の実施

1-2-③ 被害拡大の予防対策

発災時においても、被害を最小限に食い止められるよう海岸線の整備を進め、維持管理を行う。

(主な施策・事業)

(12) 海岸事業

**リスクシナリオ 1-3 異常気象による土砂災害や河川の氾濫による多数の死傷者が発生する事態**

1-3-① 土砂災害警戒区域等の対策の推進、危険箇所の周知

関係機関と連携のもと、災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の対策に取り組む。

(主な施策・事業)

(10) 松前町総合ハザードマップの活用促進

(13) 急傾斜地対策事業

(14) 各町内会での避難訓練実施への支援

1-3-② 河川監視の体制作りや危険箇所の周知

関係機関と連携のもと、河川改修や維持管理への取組みのほか、北海道渡島総合振興局河川防災対策協議会への参画による水防計画の強化、水位周知河川への危機管理型水位計の設置、北海道発表の2級河川における洪水氾濫危険地域のハザードマップの作成等、周知に取り組む。

(主な施策・事業)

(10) 松前町総合ハザードマップの活用促進

(15) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組み

(16) 水位周知河川への危機管理型水位計の設置

(17) 河川整備事業

## リスクシナリオ 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等や避難体制等の未整備による被害の拡大、死傷者が発生する事態

### 1-4-① 道路管理体制の強化及び除雪体制の確立

各道路管理者の管理に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、各道路管理者間の情報共有を図り交通途絶情報の速やかな伝達方法の確立及び除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。

(主な施策・事業)

(18) 渡島・檜山地方道路防災連絡協議会への参画

(19) 関係機関における担当者ホットライン情報の共有

### 1-4-② 帰宅困難者など積雪寒冷を想定した避難所の対策

豪雪等における帰宅困難者対策として、様々な伝達手段を用いて、気象情報や道路の通行止め、交通機関の運休状況及び一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を推進する。

(主な施策・事業)

(20) 松前町防災行政無線管理事業

(21) 松前町災害備蓄計画の見直し・実行

## リスクシナリオ 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れによる多数の死傷者が発生する事態

### 1-5-① 情報伝達体制の強化

迅速かつ正確な情報提供のため、防災行政無線による住民等への災害情報の伝達のほか、Lアラート（公共情報コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供、災害時の観光客（外国人観光客も含む）等への伝達手段などとして無料 Wi-Fi の利用促進を行う。

(主な施策・事業)

(11) 総合防災訓練の実施

(20) 松前町防災行政無線管理事業

(22) Lアラート（公共情報コモンズ）の的確な運用

(23) 松前町公衆 Wi-Fi 設備等保守業務

### 1-5-② 避難情報の適正な発令

避難情報に関するガイドラインの改訂（令和3年5月）を踏まえ、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行う。

(主な施策・事業)

(24) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し

1-5-③ 住民一人ひとりの自発的な避難行動

自助の意識付け、町から発令される避難情報や気象情報など災害に対する適切な対応を住民一人ひとりができるよう、防災訓練や町広報を通じて啓発・周知を図る。

(主な施策・事業)

(9) 町広報への防災記事掲載

(11) 総合防災訓練の実施

(14) 各町内会での避難訓練実施への支援

1-5-④ 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者管理システムを活用し、避難時に支援を必要とする住民の把握に向け避難行動要支援者名簿の作成・更新に取り組む。

(主な施策・事業)

(25) 避難行動要支援者名簿の作成・更新（災害時要配慮者避難支援）

(26) 避難行動要支援者管理システム管理事業

事前に備えるべき目標： 2 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるように備える。

**リスクシナリオ 2-1 飲料水・食料等、生命に関する物資が長期に供給停止する事態**

2-1-① 事業者及び近隣自治体、北海道との連携強化

事業者との、飲料水や食料に関する新規協定締結や内容拡大などのほか、近隣町村や北海道との連携強化等、大規模災害時における飲料水・食料等の確保に向けた体制整備に取り組む。

(主な施策・事業)  
 (27) 災害時における物資の供給に関する協定の締結  
 (28) 北海道の災害協定

2-1-② 適切な備蓄計画の作成並びに町民の非常食備蓄率の向上

被害想定に基づいた備蓄計画の策定のもと、災害対応毛布やストーブの他、備蓄食料の保存期間に留意しながら、備蓄の推進に取り組む。

また、一般家庭においては、一人3日分以上の自主的な備蓄を促し、町全体の備蓄率向上を目指す。

(主な施策・事業)  
 (9) 町広報への防災記事掲載  
 (14) 各町内会での避難訓練実施への支援  
 (21) 松前町災害備蓄計画の見直し・実行

2-1-③ 災害に強い道路網の形成

当町へのアクセス道は、国道228号しかなく、災害時には避難や物資の移動、救援救急活動の迅速化には広域交通の分断を回避する必要があることから、地域間の代替道路の整備が必要であり、関係団体と協力しながら期成会活動を通じ要望を行う。

また、道路施設の橋梁の防災対策として「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、耐震や老朽化対応として計画的な整備を含めた維持管理に取り組む。

そのほか、林道の適正な維持管理を実施し、災害時における応急道路としての活用により被害の軽減を図る。

(主な施策・事業)  
 (5) 橋梁長寿命化修繕計画  
 (29) 一般国道228号白神防災の早期完成に向けた要望  
 (30) 松前半島道路の建設要望  
 (31) 林道維持管理事業

2-1-④ 速やかな道路啓開の実現

渡島・檜山地方道路防災連絡協議会への参画などにより、迅速かつ的確な情報共有

を行い、速やかな道路啓開を行う体制構築に取り組む。

また、土木・建設事業者との「災害時における応急及び復旧対策に関する協定」に基づき、町内の道路啓開の速やかな実施に向けた体制整備に取り組む。

その他、道路啓開等、災害復旧において発生する災害廃棄物や土砂の仮置場の維持管理を行う。

(主な施策・事業)

- (18) 渡島・檜山地方道路防災連絡協議会への参画
- (30) 松前半島道路の建設要望
- (32) 災害時における応急及び復旧対策に関する協定

#### 2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立

緊急時の輸送体制の確立に向け、ドクターヘリランデブーポイントや海上自衛隊ヘリポートなど、緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理に取り組む。

(主な施策・事業)

- (33) 緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理（協力）
- (34) ドクターヘリランデブーポイントの維持管理

### リスクシナリオ 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災による救助・救急活動が停滞する事態

#### 2-2-① 自助、共助行動の意識付け

大規模災害時においては、役場や消防、自衛隊等が被災したり、土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じる等、救助・救急活動を担う公的機関の対応が困難になる事態が想定されることから、自主防災組織や消防団、町内会等、自助及び共助の活動が重要となる。

そこで、防災力向上のため、「地域防災マスター」制度の活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進のほか、防災教育の推進に向け、教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育等、学校における防災教育を推進する。

(主な施策・事業)

- (9) 町広報への防災記事掲載
- (14) 各町内会での避難訓練実施への支援
- (35) 地域防災マスター講習の開催
- (36) 防災教育の充実、1日防災学校への協力

#### 2-2-② 情報共有体制の構築

平時から、消防、警察、自衛隊等と情報共有を行い、災害発生時には、速やかな情報共有、災害対応体制の構築が図られるよう取り組む。

(主な施策・事業)

(11) 総合防災訓練の実施

(19) 関係機関における担当者ホットライン情報の共有

2-2-③ 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と同対策

2-2-④ 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と同対策

2-2-⑤ 緊急時の搬送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と同対策

### リスクシナリオ 2-3 避難所・福祉避難所の不足や避難所生活が困難となる事態

2-3-① 避難所及び福祉避難所の確保

災害の種別に応じた避難所の確保及び維持に努めるとともに、拠点避難所における備蓄の整備に努める。

また、災害時における要配慮者の収容保護のために、「災害時における要配慮者の受入等に関する協定」の締結に取組み、福祉避難所の確保に努める。

(主な施策・事業)

(21) 松前町備蓄計画の見直し・実行

(37) 指定避難所見直し

(38) 「災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」の締結

(39) 福祉避難所設置と訓練の実施

2-3-② 避難所の開設、運営体制作り

地域住民が主体となった避難所の開設・運営の体制づくりに向け、自助・共助の意識向上を図る。

また、避難所運営マニュアルの見直しやマニュアルを使用した訓練の実施に取り組む。

(主な施策・事業)

(14) 各町内会での避難訓練実施への支援

(35) 地域防災マスター講習の開催

(40) 避難所運営マニュアルの見直し

2-3-③ 避難生活の長期化への対応

関係機関との連携のもと、避難者の健康相談やメンタルケア、避難所生活終了後の生活再建に向けての体制整備に努める。

(主な施策・事業)

(41) 避難所長期化対応体制の構築

(42) 避難町民の生活再建体制の構築

**リスクシナリオ 2-4 医療や福祉機能が麻痺する事態**

## 2-4-① 医療機能の維持

災害発生時、医療救護病院となる松前町立松前病院における災害対応マニュアルの作成、見直しにより医療機能の維持を図る。

また、松前町立松前病院における、災害訓練等の実施により災害発生時、迅速かつ確な対応体制を構築する。

また、松前町立松前病院において、災害時の救命医療や重篤患者の受入れなどに必要となる、応急用医療資機材や自家発電装置の整備を進める。

その他、松前町立松前病院の施設老朽化等の状況を踏まえ、計画的な整備を行う。

┌ (主な施策・事業)

└ (43) 松前町立松前病院における災害対応マニュアルの作成、見直し

└ (44) 松前町立松前病院における災害訓練等の実施

└ (45) 松前町立松前病院における応急用医療資機材及び自家発電装置整備の推進

└ (46) 松前町立松前病院改修事業

## 2-4-② 薬剤の備蓄

災害発生時においては、医療機関が被災したり、土砂崩れ等による道路閉塞が発生することにより、医療機能が麻痺する事態が想定されることから、薬剤の備蓄や院内外調剤薬局との連携による薬剤確保に向けた体制整備に取り組む。

┌ (主な施策・事業)

└ (47) 薬剤の備蓄

└ (48) 院内外調剤薬局との災害協定の締結

## 2-4-③ 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と同対策

## 2-4-④ 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と同対策

## 2-4-⑤ 緊急時の搬送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と同対策

**リスクシナリオ 2-5 交通網の遮断による長期的な孤立集落が発生する事態**

## 2-5-① 孤立集落の発生抑止

町内には、土砂災害に起因する危険箇所が159箇所あり、津波発生時には町内の半数が浸水域となる予想となっていることから、危険箇所及び浸水域等の住民周知及び、町内の道路啓開の速やかな実施に向けた体制整備に取り組む。

(主な施策・事業)

(10) 松前町総合ハザードマップの活用促進

(32) 災害時における応急及び復旧対策に関する協定

2-5-② 情報の孤立防止対策

避難情報や災害発生情報等、生命に関わる情報を全町民及び観光客等に、迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線の維持及び管理体制の整備に取り組む。

「1-5-① 情報伝達体制の強化」と同対策

2-5-③ 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と同対策

2-5-④ 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と同対策

2-5-⑤ 緊急時の搬送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と同対策

**リスクシナリオ 2-6 被災地における疫病や感染症が大規模発生する事態**

2-6-① 健康支援活動の体制整備

災害発生時や復旧期間における、被災者の体調の変化や精神的ストレスに対するケアが行える体制作りに取り組む。

(主な施策・事業)

(49) 被災者の健康支援体制の構築

2-6-② 感染症の予防、防疫活動実施体制の整備

災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒等を速やかに行う体制の整備を図る。

定期的な予防接種の実施や避難場所における衛生対策等、災害時の防疫対策及び環境衛生の推進に取り組む。

(主な施策・事業)

(50) 感染症対策に向けた体制強化

(51) 衛生、防疫対策に向けた体制強化

2-6-③ 感染症等の発生源の予防

災害に強い浄化槽の普及を図り、災害時でも生活排水を適正処理することで、衛生環境の安定を図る。

(主な施策・事業)

(52) 個人型合併処理浄化槽設置費用の補助（循環型社会形成推進交付金 浄化槽分）

事前に備えるべき目標： 3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるように備える。

**リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態**

3-1-① 災害対策本部機能の強化及び役場庁舎の移転改築・耐災害機能の強化

災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、役場庁舎被災時における代替場所など）を含む、業務継続計画（令和3年3月策定）の見直しを行う。

また、災害訓練等を通じて本部機能の実施体制の検証を行うなど、フォローアップを行い、災害発生時のスムーズな災害対策本部設置及び運営を目指す。

その他、現在の役場庁舎は、北海道が指定した津波災害警戒区域（H30.6.19指定）において、浸水域に指定された場所に建設されており、耐震化の工事も行われていないことから、移転改築及び耐災害機能の強化について検討する。

（主な施策・事業）

（53）業務継続計画の見直し

（54）災害訓練等による災害本部設置の実施体制検証

（55）役場庁舎の移転改築・耐災害機能強化

3-1-② 町内の治安維持、治安悪化によって生じる事態の周知

災害発生時においても地域の治安の維持が図られるよう、警察や町、関係機関における情報の共有に向けた体制の確認と、住民への確実な伝達手段を検討する。

また、地域防災マスター講習や、様々な媒体を通じた広報活動により、自助及び共助の意識付けを図り、平時より各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。

その他、被災等により警察機能の低下した際には、無人となった住宅や店舗等を狙った窃盗事件等が発生するおそれがあるため、関係機関の連携のもと、災害発生時における治安悪化によって生じる事態の周知に努める。

（主な施策・事業）

（9）町広報への防災記事掲載

（14）各町内会での避難訓練実施への支援

（35）地域防災マスター講習の開催

（56）関係機関による災害時における情報共有、住民への伝達手段の確認

3-1-③ 職員の防災意識の向上

新規採用職員の研修などを通じ、防災・減災に関して知識の向上を図る。

また、職員向け防災訓練や、総合防災訓練を通じ、防災・減災に関して知識の向上を図る。

(主な施策・事業)

(57) 新規採用職員の研修時における、防災・減災についての研修

(58) 職員向け防災訓練及び総合防災訓練を通じた防災・減災に関する知識の向上

3-1-④ 支援の受け入れ態勢の構築

大規模な災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく北海道や他自治体からの職員の支援をはじめ、自衛隊等による災害派遣など救援・救助部隊の活動及びボランティア活動が想定されることから、受入体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組む。

(主な施策・事業)

(59) 災害時受援計画の作成

事前に備えるべき目標：

4 災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されるように備える。

**リスクシナリオ 4-1 防災行政無線の長期停止による災害情報が伝達できない事態**

4-1-① 情報通信網の耐災害機能向上

防災行政無線の停電対応や設備の耐久性等、情報伝達手段の耐災害性の向上を図る。

┌ (主な施策・事業)

└ (20) 松前町防災行政無線管理事業

4-1-② 情報伝達手段の多重化

災害発生時に一方の情報伝達手段が被災した場合でも、他の方法で情報を周知できるよう、情報伝達手段の多重化を図り設備の維持管理を行う。

┌ (主な施策・事業)

└ (20) 松前町防災行政無線管理事業

└ (22) Lアラート（公共情報コモンズ）の的確な運用

└ (23) 松前町公衆 Wi-Fi 設備等保守業務

事前に備えるべき目標： 5 災害の発生後、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られるように備える。

**リスクシナリオ 5-1 電力、石油、ガス等の供給が停止する事態**

5-1-① エネルギー供給業者との連携強化及び松前町地域マイクログリッドの活用  
 災害発生時においても、速やかなエネルギーの確保が行われるよう、電気、石油、LPガスの供給事業者との協定締結により、確実な供給体制の構築や速やかな復旧への備えに取り組む。  
 また、災害時重要拠点等への非常時電力供給のため、関係団体と連携し、松前町地域マイクログリッドを活用した非常時電力供給体制の整備に努める。

(主な施策・事業)  
 (60) エネルギー供給事業者との協定の締結  
 (61) 松前町地域マイクログリッドの活用（災害時重要拠点等への非常時電力供給）

**リスクシナリオ 5-2 食料の安定供給が停滞する事態**

5-2-① 食料品販売業者等との連携強化  
 災害発生時においても、食料品や飲料品について速やかな確保及び提供ができるよう、北海道が各事業者と協定を締結しているところであるが、平時から情報共有を図り災害時に有効に機能するよう連携強化する。

(主な施策・事業)  
 (62) 災害時における食料品、飲料品提供協定事業者との連携強化

5-2-② 農業・水産業の基盤強化  
 本町の農業は、自給自足型の零細農業が主となっており、その他に肉牛を飼育販売する畜産農家があるが、高齢化と担い手不足が課題となっているため、持続的な発展に繋がる取組を行う。  
 また、本町の水産業は、基幹産業であるが、漁獲量の減少、漁業従事者の減少、水産加工業の労働力不足などが課題となっているため、持続的な発展に繋がる取組を行う。

(主な施策・事業)

- (63) 農業用ハウス補助事業
- (64) 優良繁殖牛購入補助事業
- (65) 肉牛改良センター管理運営事業
- (66) 肉牛改良センター建設事業
- (67) 増養殖試験施設等調査事業
- (68) 水産物供給基盤機能保全事業
- (69) 農山漁村地域整備事業
- (70) 水産物基盤整備事業(漁場)
- (71) 漁業支援総合補助事業

5-2-③ 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と同対策

5-2-④ 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と同対策

5-2-⑤ 緊急時の搬送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と同対策

**リスクシナリオ 5-3 水道が長期間にわたり機能停止する事態**

5-3-① 上水道設備の耐震化及び耐災害機能向上

老朽化や故障に伴う施設、設備等を更新し、耐災害性の向上を図る。

(主な施策・事業)

- (72) 上水道施設整備事業
- (73) 簡易水道施設整備事業
- (74) 老朽配水管更新等事業
- (75) 水道庁舎等整備事業

5-3-② 速やかな給水体制の確立

災害発生時において、上水道施設に損傷が生じる事態に備えて、復旧用資材等の確保や公益社団法人日本水道協会北海道地方支部との協定による、早期復旧体制の構築を目指す。

また、上水道施設が損傷した場合に、速やかな飲料水の確保及び応急給水の開始に向け、体制強化に努める。

(主な施策・事業)

- (76) 復旧用資材等の確保
- (77) 公益社団法人日本水道協会北海道地方支部との災害協定
- (78) 応急給水体制の整備

**リスクシナリオ 5-4 交通ネットワーク等が機能停止する事態**

## 5-4-① 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と同対策

## 5-4-② 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と同対策

## 5-4-③ 緊急時の搬送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と同対策

## 5-4-④ トラック協会との連携強化並びに公共交通機関との連携強化及び機能維持

災害発生時においても、運輸機能が低下することがないように、災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書に基づく、社団法人北海道トラック協会との連携強化や、公共交通機関である(株)函館バスの運行機能の維持に向け連携を強化する。

(主な施策・事業)

(79) 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定

(80) 公共交通機関運行会社との連携強化

(81) 地域生活バス運行事業

事前に備えるべき目標： 6 制御不能な二次災害を発生させないように備える。

### リスクシナリオ 6-1 有害物質等が大規模拡散・流出する事態

#### 6-1-① 危険物施設の保管対策強化及び連携強化

松前消防署との危険物保管施設の情報共有と災害発生時において、危険物保有施設の損壊等により、有害物質等が大規模拡散流出していないかの確認を行う体制強化に努める。

(主な施策・事業)

(82) 危険物保有施設情報共有と点検体制の強化

### リスクシナリオ 6-2 農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態

#### 6-2-① 森林の適正管理

森林の適正管理や森林整備、治山事業の推進を図るとともに、学校教育における森林保全意識の高揚に努める。

(主な施策・事業)

(83) 町有林整備事業

(84) 復旧治山事業

(85) 森づくり植樹活動事業

#### 6-2-② 農地の保全及び適正管理

農地や休耕農地等に関する現状の把握など、適正管理に努める。

(主な施策・事業)

(86) 農地、休耕農地の現状把握

事前に備えるべき目標： 7 災害の発生後、地域社会経済が迅速に再建・回復できる条件を整備するように備える。

**リスクシナリオ 7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による、復旧・復興の大幅な遅れが発生する事態**

7-1-① 災害廃棄物の適正処理体制の構築

速やかな災害廃棄物の処理に向け、災害廃棄物処理計画の策定に努める。

また、災害廃棄物の仮置場の候補地確保や、処理体制の構築及び渡島廃棄物処理連合で運営するごみ処理場の適正運営・整備を進める。

- (主な施策・事業)
- ! (87) 災害廃棄物処理計画の策定
  - ! (88) 災害廃棄物処理等に関する協定の締結
  - ! (89) 渡島廃棄物処理広域連合基幹的設備改良事業

**リスクシナリオ 7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的な不足が発生する事態**

7-2-① 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と同対策

7-2-② 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と同対策

7-2-③ 緊急時の搬送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と同対策

7-2-④ 建築業や建設業など様々な業者との連携体制確立

土木・建設事業者との「災害時における応急及び復旧対策に関する協定」を基に、連携強化を図るほか、通年雇用支援(就職サポートセンター)の充実を図り、技能免許の取得支援や経営の持続性及び後継者の育成を図る。

- (主な施策・事業)
- ! (32) 災害時における応急及び復旧対策に関する協定
  - ! (90) 技能労働者の確保と担い手の育成

**リスクシナリオ 7-3 町内会等の地域コミュニティの悪化や崩壊等による復旧復興の大幅な遅れが発生する事態**

7-3-① 家屋危険度判定の速やかな実施

大規模災害の発生後、被害の拡大を防ぎ住家の危険度を町民が知ることにより、安心して暮らせる体制を速やかに構築するため、危険家屋判定の実施体制の構築と職員の知識向上を図る。

(主な施策・事業)

(91) 危険家屋判定の実施体制の構築

(92) 建築物応急危険度判定士の育成

(93) 危険家屋判定のできる職員の育成

#### 7-3-② 応急仮設住宅の確保

大規模災害の発生の際、速やかな応急仮設住宅の確保、設置ができるよう建設候補地の維持管理とともに、建設事業者との協定締結を図る。

(主な施策・事業)

(32) 災害時における応急及び復旧対策に関する協定

#### 7-3-③ 被災者の生活再建の支援

被災者が早期に生活再建できるように、り災証明書をはじめ、災害弔慰金等援護資金等の各種手続きに関して、迅速かつ的確に事務処理手続きを行うための体制作りに取り組む。

(主な施策・事業)

(91) 危険家屋判定の実施体制の構築

(92) 建築物応急危険度判定士の育成

(93) 危険家屋判定のできる職員の育成

(94) 各種手続き等が迅速に行えるよう、各種マニュアルの作成を検討する。

事前に備えるべき目標： 8 町民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めることを目指す。

**リスクシナリオ 8-1 町民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態**

8-1-① 住民一人ひとりの防災意識の向上

地域防災マスター講習や、様々な媒体を通じた広報活動及び避難訓練への参加等により、自助及び共助の意識付けを図り、平常時より各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助、防災意識の高揚を図る。

- (主な施策・事業)
- (9) 町広報への防災記事掲載
  - (14) 各町内会での避難訓練実施への支援
  - (35) 地域防災マスター講習の開催

8-1-② 防災訓練の実施・支援

町で行う総合防災訓練のほか、町内会が行う避難訓練の支援を行い、災害への知識向上、防災意識の高揚を図る。

- (主な施策・事業)
- (11) 総合防災訓練の開催
  - (14) 各町内会での避難訓練実施への支援

**リスクシナリオ 8-2 人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態**

8-2-① 地域の防災活動の担い手の育成

地域の防災活動の担い手となる自主防災組織の立ち上げ、消防団や自警団の活動支援に努める。

また、地域の防災活動のリーダーとなる人材育成に向け、地域防災マスター講習会を開催し、防災リーダーの育成に努める。

- (主な施策・事業)
- (35) 地域防災マスター講習の開催
  - (95) 消防団や自警団の活動支援

8-2-② 多様な組織の連携強化

災害を未然に防ぎ、発生した際にも被害の拡大を食い止めるためには、共助の力が重要であり、様々な場面に対応するためにも、多種多様な方が所属する町内会の力が有効となることから、町内会活動（自主防災組織等）の支援などに努め、連携の強化を図る。

(主な施策・事業)

(14) 各町内会での避難訓練実施への支援

(96) 町内会活動（自主防災組織等）の支援

## 第4章 施策の重点化

### 第1節 施策の重点化の考え方

松前町において、大規模な被害が発生する自然災害としては、津波被害があげられ、北海道が指定した津波災害警戒区域（H30.6.19）において、町内全域の半数が警戒区域となり、道路や家屋の崩壊なども懸念される。

また、津波の要因となる地震についても、北海道が発表した「全道の地震被害想定調査結果」（平成30年2月）では、大きな被害が発生する想定となっており、これらの災害が発生した際でも、人命を守り、地域・産業・行政機能等の維持を目標とし、効果的・重点的に施策の推進を図ることとする。

#### 1 重点化において対象とする災害

北海道南西沖付近で発生する「地震」及び「津波」災害

#### 2 重点化において対象とする災害によって発生する、想定すべき事象

- (1) 建物崩壊
- (2) 交通網の寸断
- (3) 急傾斜地の崩落

## 第2節 重点化すべき施策

災害が発生した際でも、人命を守り、地域・産業・行政機能等の維持を目指すため、以下のリスクシナリオに該当する施策・事業を「重点化すべき施策」として位置付ける。

## 【重点化すべき施策】

番号	リスクシナリオ	重点化の理由及び対策案
1	1-2 噴火や津波による広域にわたる多数の死傷者が発生する事態	町内には、土砂災害等に関する159箇所の危険箇所があり、これらは地震が発生した際、崩壊する危険性を秘めている。 また、北海道が指定した津波災害警戒区域（H30.6.19）において、町内の半数が警戒域に指定されていることから、町民一人ひとりが「揺れたら逃げる」という意識付けが必要であり、平時から、自分の住む地域だけでなく、町内の危険箇所及び避難場所をあらかじめ把握し、災害発生時には、迅速かつ的確な避難が可能な体制作りに取り組む。
	1-3 異常気象による土砂災害や河川の氾濫による多数の死傷者が発生する事態	
2	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れによる多数の死傷者が発生する事態	災害予想情報や発生情報などは、命に関わる重大な情報となることから、迅速かつ的確に町民等へ周知する必要がある。 そのため、情報伝達手段の多重化や耐災害性を高め、非常時においても確実に動作するよう、維持管理に努める。
	4-1 防災行政無線の長期停止による災害情報が伝達できない事態	
3	2-5 交通網の遮断による長期的な孤立集落が発生する事態	当町までのアクセス道は、国道228号のみで代替道路がなく、地震による土砂災害や津波等で寸断された場合、被害が拡大するおそれがあり、救助や復興などに甚大な影響を及ぼす可能性があることから、早期の道路啓開体制の構築の他、代替道路整備に向けた要望を行う。
	5-4 交通ネットワーク等が機能停止する事態	
4	8-1 町民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態	当町は、過去に様々な災害に見舞われているものの、現在は大規模災害を経験したことがないため、町民の災害・防災に対する意識が低い傾向が見て取れる。 そこで、様々な媒体や行事を通じ町民一人ひとりの災害・防災に対する意識の向上を図り、災害発生時には自助の行動が発現する体制作りを目指す。

## 第5章 計画の進捗管理

### 第1節 計画の推進期間

松前町の地域強靱化に向けては、過去の教訓を活かし、「強さ」と「しなやかさ」を持った松前町を目指すため、中・長期的な展望に立ち、国の国土強靱化基本計画に沿って推進し、めまぐるしく変わる社会環境に対応するため計画推進期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

なお、計画推進期間中であっても今後の社会情勢の変化等により計画内容の見直しや改善など適時対応する。

また、本計画は、松前町総合計画を除く他の個別計画における地域強靱化に関する基本的な指針として位置づけるもので、各種個別計画については、地域強靱化に関連する部分はそれぞれの改訂時期にあわせ、本計画との整合性を図る。

### 第2節 計画の推進方法

計画の実現には、町の職員をはじめ、国、道、関係機関及び民間事業者並びに住民の一人ひとりが役割を担うという認識をもち、「自助」、「共助」及び「公助」の役割分担のもとで、協力し合うことが重要であることから、連携を深めながら効果的な計画の推進に努める。

#### 1 進捗管理

本計画の施策プログラム推進に当たっては、所管課を中心に、国や道等と連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげる。

#### 2 P D C Aサイクルによる計画の着実な推進

本計画の施策のプログラムの推進にあたっては、国や道等と連携を図り、所管課を中心に、進捗状況や目標の達成状況についてP D C Aサイクルに基づく、計画、実施、検証、改善を実施し、効果的な施策の推進につなげる。

### 第3節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、行政のみでは限界があり、多岐にわたる施策を計画的かつ総合的、効果的に実施するためには、町内会や民間関係者をはじめ、国、道などとも連携し、推進していかなければならない。

また、施策プログラムについては、大規模災害により生じかねない事象を想定し、各課等が横断的に連携し、推進していくことが極めて重要である。

そのため、全課等の横断的な体制の強化を図り、各種関係団体との連携による推進体制の下、効率的な推進管理を行うため各課を通じた課題などの把握を行い施策の推進に反映していく。

松前町国土強靱化計画 【事前に備えるべき目標、リスクシナリオ、対応方策、施策・事業の一覧】

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	対応方策	施策・事業		
1 発災時、人命の保護が最大限図られるように備える	1-1 地震等による建築物等の倒壊や火災に伴う死傷者が発生する事態	1-1-① 住宅・建築物の耐震化及び空家等除去支援	(1) 地域材で建てる住宅支援事業 (2) 空家等除却支援事業		
		1-1-② 公共施設等の老朽化、耐震化対策	(3) 公共施設等総合管理計画 (4) 公営住宅等長寿命化計画 (5) 橋梁長寿命化修繕計画 (6) 林道橋梁点検及び修繕		
		1-1-③ 家庭等による火災の未然防止、消防署との連携強化	(7) 火災の発生抑制に向けた消防署と連携した防火啓発活動 (8) 避難時における火災予防のための消防署と連携した啓発活動		
	1-2 噴火や津波による広域にわたる多数の死傷者が発生する事態	1-2-① 町広報への防災記事掲載やハザードマップの活用促進	(9) 町広報への防災記事掲載 (10) 松前町総合ハザードマップの活用促進		
		1-2-② 関係機関との合同による総合防災訓練の開催	(11) 総合防災訓練の実施		
		1-2-③ 被害拡大の予防対策	(12) 海岸事業		
	1-3 異常気象による土砂災害や河川の氾濫による多数の死傷者が発生する事態	1-3-① 土砂災害警戒区域等の対策の推進、危険箇所の周知	(10) 松前町総合ハザードマップの活用促進 (13) 急傾斜地対策事業 (14) 各町内会での避難訓練実施への支援		
		1-3-② 河川監視の体制作りや危険箇所の周知	(10) 松前町総合ハザードマップの活用促進 (15) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組み (16) 水位周知河川への危機管理型水位計の設置 (17) 河川整備事業		
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等や避難体制等の未整備による被害の拡大、死傷者が発生する事態	1-4-① 道路管理体制の強化及び除雪体制の確立	(18) 渡島・檜山地方道路防災連絡協議会への参画 (19) 関係機関における担当者ホットライン情報の共有		
		1-4-② 帰宅困難者など積雪寒冷を想定した避難所の対策	(20) 松前町防災行政無線管理事業 (21) 松前町災害備蓄計画の見直し・実行		
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れによる多数の死傷者が発生する事態	1-5-① 情報伝達体制の強化	(11) 総合防災訓練の実施 (20) 松前町防災行政無線管理事業 (22) Lアラート（公共情報コモンズ）の的確な運用 (23) 松前町公衆Wi-Fi設備等保守業務		
			1-5-② 避難情報の適正な発令	(24) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し	
			1-5-③ 住民一人ひとりの自発的な避難行動	(9) 町広報への防災記事掲載 (11) 総合防災訓練の実施 (14) 各町内会での避難訓練実施への支援	
		1-5-④ 避難行動要支援者対策	(25) 避難行動要支援者名簿の作成・更新（災害時要配慮者避難支援） (26) 避難行動要支援者管理システム管理事業		
		2 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるように備える。	2-1 飲料水・食料等、生命に関する物資が長期に供給停止する事態	2-1-① 事業者及び近隣自治体・北海道との連携強化	(27) 災害時における物資の供給に関する協定の締結 (28) 北海道の災害協定
				2-1-② 適切な備蓄計画の作成並びに町民の非常食備蓄率の向上	(9) 町広報への防災記事掲載 (14) 各町内会での避難訓練実施への支援 (21) 松前町災害備蓄計画の見直し・実行
				2-1-③ 災害に強い道路網の形成	(5) 橋梁長寿命化修繕計画 (29) 一般国道228号白神防災の早期完成に向けた要望 (30) 松前半島道路の建設要望 (31) 林道維持管理事業
	2-1-④ 速やかな道路啓開の実現			(18) 渡島・檜山地方道路防災連絡協議会への参画 (30) 松前半島道路の建設要望 (32) 災害時における応急及び復旧対策に関する協定	
	2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立			(33) 緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理（協力） (34) ドクターヘリランデブーポイントの維持管理	
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災による救助、救急活動が停滞する事態	2-2-① 自助、共助行動の意識付け	(9) 町広報への防災記事掲載 (14) 各町内会での避難訓練実施への支援 (35) 地域防災マスター講習の開催 (36) 防災教育の充実、1日防災学校への協力		
2-2-② 情報共有体制の構築			(11) 総合防災訓練の実施 (19) 関係機関における担当者ホットライン情報の共有		
2-2-③ 災害に強い道路網の形成			2-1-③と同対策		
2-2-④ 速やかな道路啓開の実現		2-1-④と同対策			
2-2-⑤ 緊急時の輸送体制の確立		2-1-⑤と同対策			

2 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるように備える。	2-3 避難所・福祉避難所の不足や避難所生活が困難となる事態	2-3-① 避難所及び福祉避難所の確保	(21) 松前町災害備蓄計画の見直し・実行 (37) 指定避難所見直し (38) 「災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」の締結 (39) 福祉避難所設置と訓練の実施	
		2-3-② 避難所の開設、運営体制作り	(14) 各町内会での避難訓練実施への支援 (35) 地域防災マスター講習の開催 (40) 避難所運営マニュアルの見直し	
		2-3-③ 避難生活の長期化への対応	(41) 避難所長期化対応体制の構築 (42) 避難町民の生活再建体制の構築	
	2-4 医療や福祉機能が麻痺する事態	2-4-① 医療機能の維持	(43) 松前町立松前病院における災害対応マニュアルの作成、見直し (44) 松前町立松前病院における災害訓練等の実施 (45) 松前町立松前病院における応急用医療資機材及び自家発電装置整備の推進 (46) 松前町立松前病院改修事業	
		2-4-② 薬剤の備蓄	(47) 薬剤の備蓄 (48) 院内外調剤薬局との災害協定の締結	
		2-4-③ 災害に強い道路網の形成	2-1-③と同対策	
		2-4-④ 速やかな道路啓開の実現	2-1-④と同対策	
		2-4-⑤ 緊急時の輸送体制の確立	2-1-⑤と同対策	
	2-5 交通網の遮断による長期的な孤立集落が発生する事態	2-5-① 孤立集落の発生抑止	(10) 松前町総合ハザードマップの活用促進 (32) 災害時における応急及び復旧対策に関する協定	
		2-5-② 情報の孤立防止対策	1-5-①と同対策	
		2-5-③ 災害に強い道路網の形成	2-1-③と同対策	
		2-5-④ 速やかな道路啓開の実現	2-1-④と同対策	
		2-5-⑤ 緊急時の輸送体制の確立	2-1-⑤と同対策	
	2-6 被災地における疫病や感染症が大規模発生する事態	2-6-① 健康支援活動の体制整備	(49) 被災者の健康支援体制の構築	
		2-6-② 感染症の予防、防疫活動実施体制の整備	(50) 感染症対策に向けた体制強化 (51) 衛生、防疫対策に向けた体制強化	
		2-6-③ 感染症等の発生源の予防	(52) 個人型合併処理浄化槽設置費用の補助	
	3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるように備える。	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態	3-1-① 災害対策本部機能の強化及び役場庁舎の移転改築・耐災害機能の強化	(53) 業務継続計画の見直し (54) 災害訓練等による災害本部設置の実施体制検証 (55) 役場庁舎の移転改築・耐災害機能強化
			3-1-② 町内の治安維持、治安悪化によって生じる事態の周知	(9) 町広報への防災記事掲載 (14) 各町内会での避難訓練実施への支援 (35) 地域防災マスター講習の開催 (56) 関係機関による災害時における情報共有、住民への伝達手段の確認
3-1-③ 職員の防災意識の向上			(57) 新規採用職員の研修時における、防災・減災についての研修 (58) 職員向け防災訓練及び総合防災訓練を通じた防災・減災に関しての知識の向上	
3-1-④ 支援の受け入れ態勢の構築			(59) 災害時受援計画の作成	
4-1 防災行政無線の長期停止による災害情報が伝達できない事態		4-1-① 情報通信網の耐災害機能向上 4-1-② 情報伝達手段の多重化	(20) 松前町防災行政無線管理事業 (20) 松前町防災行政無線管理事業 (22) Lアラート（公共情報コモンズ）の的確な運用 (23) 松前町公衆Wi-Fi設備等保守業務	
5 災害の発生後、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られるように備える。	5-1 電力、石油、ガス等の供給が停止する事態	5-1-① エネルギー供給業者との連携強化及び松前町地域マイクログリッドの活用	(60) エネルギー供給事業者との協定の締結 (61) 松前町地域マイクログリッドの活用（災害時重要拠点等への非常時電力供給）	
	5-2 食料の安定供給が停滞する事態	5-2-① 食料品販売業者等との連携強化	(62) 災害時における食料品、飲料品提供協定事業者との連携強化	
		5-2-② 農業・水産業の基盤強化	(63) 農業用ハウス補助事業 (64) 優良繁殖牛購入補助事業 (65) 肉牛改良センター管理運営事業 (66) 肉牛改良センター建設事業 (67) 増養殖試験施設等調査事業 (68) 水産物供給基盤機能保全事業 (69) 農山漁村地域整備事業 (70) 水産物基盤整備事業(漁場) (71) 漁業支援総合補助事業	
		5-2-③ 災害に強い道路網の形成	2-1-③と同対策	
		5-2-④ 速やかな道路啓開の実現	2-1-④と同対策	
		5-2-⑤ 緊急時の輸送体制の確立	2-1-⑤と同対策	

5 災害の発生後、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られるように備える。	5-3 水道が長期間にわたり機能停止する事態	5-3-① 上水道設備の耐震化及び耐災害機能向上	(72) 上水道施設整備事業 (73) 簡易水道施設整備事業 (74) 老朽配水管更新等事業 (75) 水道庁舎等整備事業	
		5-3-② 速やかな給水体制の確立	(76) 復旧用資材等の確保 (77) 公益社団法人日本水道協会北海道地方支部との災害協定 (78) 応急給水体制の整備	
	5-4 交通ネットワーク等が機能停止する事態	5-4-① 災害に強い道路網の形成	2-1-③と同対策	
		5-4-② 速やかな道路啓開の実現	2-1-④と同対策	
		5-4-③ 緊急時の輸送体制の確立	2-1-⑤と同対策	
		5-4-④ トラック協会との連携強化並びに公共交通機関との連携強化及び機能維持	(79) 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定 (80) 公共交通機関運行会社との連携強化 (81) 地域生活バス運行事業	
	6 制御不能な二次災害を発生させないように備える。	6-1 有害物質等が大規模拡散・流出する事態	6-1-① 危険物施設の保管対策強化及び連携強化	(82) 危険物保有施設情報共有と点検体制の強化
		6-2 農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態	6-2-① 森林の適正管理	(83) 町有林整備事業 (84) 復旧治山事業 (85) 森づくり植樹活動事業
6-2-② 農地の保全及び適正管理			(86) 農地、休耕農地の現状把握	
7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による、復旧・復興の大幅な遅れが発生する事態		7-1-① 災害廃棄物の適正処理体制の構築	(87) 災害廃棄物処理計画の策定 (88) 災害廃棄物処理等に関する協定の締結 (89) 渡島廃棄物処理広域連合基幹的設備改良事業	
7 災害の発生後、地域社会経済が迅速に再建・回復できる条件を整備するように備える。	7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的な不足が発生する事態	7-2-① 災害に強い道路網の形成	2-1-③と同対策	
		7-2-② 速やかな道路啓開の実現	2-1-④と同対策	
		7-2-③ 緊急時の輸送体制の確立	2-1-⑤と同対策	
		7-2-④ 建築業や建設業など様々な業者との連携体制確立	(32) 災害時における応急及び復旧対策に関する協定 (90) 技能労働者の確保と担い手の育成	
	7-3 町内会等の地域コミュニティの悪化や崩壊等による復旧復興の大幅な遅れが発生する事態	7-3-① 家屋危険度判定の速やかな実施	(91) 危険家屋判定の実施体制の構築 (92) 建築物応急危険度判定士の育成 (93) 危険家屋判定のできる職員の育成	
		7-3-② 応急仮設住宅の確保	(32) 災害時における応急及び復旧対策に関する協定	
		7-3-③ 被災者の生活再建の支援	(91) 危険家屋判定の実施体制の構築 (92) 建築物応急危険度判定士の育成 (93) 危険家屋判定のできる職員の育成 (94) 各種手続き等が迅速に行えるよう、各種マニュアルの作成を検討する。	
8 町民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めることを目指す。	8-1 町民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態	8-1-① 住民一人ひとりの防災意識の向上	(9) 町広報への防災記事掲載 (14) 各町内会での避難訓練実施への支援 (35) 地域防災マスター講習の開催	
		8-1-② 防災訓練の実施・支援	(11) 総合防災訓練の実施 (14) 各町内会での避難訓練実施への支援	
	8-2 人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態	8-2-① 地域の防災活動の担い手の育成	(35) 地域防災マスター講習の開催 (95) 消防団や自警団の活動支援	
			8-2-② 多様な組織の連携強化	(14) 各町内会での避難訓練実施への支援 (96) 町内会活動（自主防災組織等）の支援